

熊本県（特定）環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

第1条 趣旨

この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づいて、農林水産業を営む者が作成した「環境負荷低減事業活動実施計画」又は「特定環境負荷低減事業活動実施計画」（以下「実施計画」という。）の認定について、法並びに「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」（令和4年農林水産省令第42号）、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）及び「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」（4環バ161号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農業者（又はこれらの者の組織する団体）は、環境負荷低減事業活動実施計画を別記様式第1号により、特定環境負荷低減事業活動実施計画を別記様式第3号により作成するものとする。実施計画の認定を受けようとする林業者及び水産業者（又はこれらの者の組織する団体）は、環境負荷低減事業活動実施計画を別記様式第2号により、特定環境負荷低減事業活動実施計画を別記様式第3号により作成するものとする。

第3条 実施計画の提出

環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けようとする農業者は、環境負荷低減事業活動を実施する主たる区域を所管する市町村長に、農業者の組織する団体は、団体の所在地のある市町村長に、別記様式第1号、別記様式第4号及びその他必要な添付書類を提出する。林業者（又はこれらの者の組織する団体）は事業所の所在地のある県広域本部長又は地域振興局長に、水産業者（又はこれらの者の組織する団体）は水産業者の所属する漁業協同組合の所在地のある県広域本部長又は地域振興局長に、別記様式第2号、別記様式第5号及びその他必要な添付書類を提出する。市町村長は別記様式第6号、県広域本部長又は地域振興局長は、別記様式第7号により知事に進達する。

- 2 特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けようとする農業者（又はこれらの者の組織する団体）は、環境負荷低減事業活動を実施する主たる区域を所管する市町村長に別記様式第3号、別記様式第8号及びその他必要な添付書類を提出し、市町村長は、別記様式第9号により意見を添えて知事に進達する。林業者（又はこれらの者の組織する団体）は、事業所の所在地のある県広域本部長又は地域振興局長に、水産業者（又はこれらの者の組織する団体）は水産業者の所属する漁業協同組合の所在地のある県広域本部又は地域振興局に別記様式第3号及び別記様式第8号を提出し、県広域本部又は地域振興局長は別記様式第10号により知事に進達する。知事は、関係市町村長に対し別記第11号様式により意見を聴取し、市町村長は別記様式第12号により知事へ回答するものとする。
- 3 他の都道府県に居住し、熊本県内で農業を営む者は、環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を実施する主たる区域を所管する市町村へ提出する。

第4条 実施計画の認定

知事は、申請された実施計画の認定審査に当たっては、法第19条第5項及び法第21条第5項並びに基本方針及び熊本県みどりの食料システム基本計画に則して行うものとする。

- 2 申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第13号又は別記様式第14号により通知するものとし、関係する市町村及び県広域本部又は地域振興局にも別記様式第15号により通知する。特定環境負荷低減事業活動実施計画については、関係市町長に対し別記様式第16号により、農林水産大臣に対し別記様式第17号（法第21条第3項第2号に掲げる措置（食品等の流通の合理化に限る。）に関する事項又は同条第4項第2号に規定する補助金等交付財産の活用に関する事項が実施計画に記載されているものに限る。）により、それぞれ通知するものとする。
- 3 認定通知に記載する認定番号は別表のとおりとし、「くまもとグリーン農業」の生産宣言書を交付された農業者等については、生産宣言書に記載された宣言番号と同じ番号とする。
- 4 認定しなかった場合にあっては、別記様式第18号により、認定をしない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

第5条 実施計画の更新

実施計画の更新申請及び認定については、第2条、第3条及び第4条に準じて行うものとする。なお、実施計画の様式は、別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号とする。また、認定期間は5年とし、更新申請にあたっては前回認定された計画の目標等について見直しを行うものとする。

第6条 実施計画の変更

法第20条第1項又は第22条第1項の規定に基づき、認定を受けた者が認定計画について設備等の導入の内容の全部又は一部を変更しようとするときは、農業者（又はこれらの者の組織する団体）は市町村長に、林業者及び水産業者（又はこれらの者の組織する団体）は県広域本部長又は地域振興局長に別記様式第19号を提出し、市町村長及び県広域本部長又は地域振興局長は別記様式第20号により知事に進達する。変更申請書には、規則第9条又は第14条の規定に基づき、変更後の実施計画として別記様式第1号、別記様式第2号又は別記様式第3号及び別記様式第21号その他必要な書類を添付するものとする。

- 2 実施計画の変更の認定審査に当たっては、第4条の手続を準用する。申請のあった実施計画を認定した場合にあっては、申請者に対し別記様式第13号又は別記様式第14号により通知するものとし、関係する市町村及び県広域本部又は地域振興局にも別記様式第15号により通知する。
- 3 法第20条第2項又は第22条第2項の規定に基づき、認定を受けた農林水産業者が認定計画について軽微な変更をしようとするときは、農業者（又はこれらの者の組織する団体）は市町村長へ、林業者及び水産業者（又はこれらの者の組織する団体）は県広域本部長又は地域振興局長に別記様式第22号を提出し、市町村長及び県広域本部長又は地域振興局長は別記様式第23号により知事へ進達する。なお、軽微な変更とは、住所や氏名、事業活動を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について10%未満の増減であるもの、その他実施計画の内容の実質的な変更を伴わないものとする。

第7条 実施計画の認定取消し及び辞退

知事は、認定を受けた実施計画に従って環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行っていないと認めるときには、法第20条第3項又は第22条第3項の規定により、当該実施計画の認定を取り消すことができる。

2 計画の認定を受けた農林水産業者が、自己都合により環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動を行えなくなった場合は、農業者（又はこれらの者の組織する団体）は市町村長に、林業者及び水産業者（又はこれらの者の組織する団体）は県広域本部長又は地域振興局長に別記様式第24号を提出し、市町村及び県広域本部長又は地域振興局長は別記様式第25号により知事へ進達する。なお、知事の承認をもって当該認定を取り消すものとする。

3 認定を取り消したときは、農林水産業者に別記様式第26号を通知し、関係する市町村及び県広域本部又は地域振興局にも別記様式第15号により通知する。

第8条 実施状況の報告

知事は、必要に応じて農林水産業者に実施計画の実施状況について報告を求めることができる。

2 報告を求められた農林水産業者は、別記様式第27号に記載された内容を知事に報告するものとする。

第9条 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月28日から施行する。

別表

認定番号の付し方

(特定) 環境負荷低減事業活動実施計画 認定番号		例	【参考】「くまもとグリーン農業」 生産宣言書に記載された宣言番号	
業種	番号		業種	番号
1: 耕種農業者 (個人)	00000～99999	1-00001	1: 生産者個人	00000～99999
3: 耕種農業者 (団体)	00000～99999	3-00001	3: 生産者組織	00000～99999
5: 畜産農業者 (個人)	00000～99999	5-00001	5: 畜産農家	00000～99999
6: 畜産農業者 (団体)	00000～99999	6-00001	8: J A 等	00000～99999
11: 林業者 (個人)	00000～99999	11-00001		
13: 林業者 (団体)	00000～99999	13-00001		
21: 水産業者 (個人)	00000～99999	21-00001		
23: 水産業者 (団体)	00000～99999	23-00001		